

平成30年第4回 湯沢市教育委員会議事録

日 時：平成30年4月26日（木）午前10時00分

場 所：湯沢市役所 4階 44会議室

1. 出席者

教育長	和	田	隆	彦
1 番	後	藤	美	喜子
2 番	阿	部	和	榮
3 番	芳	賀		誠
4 番	佐	藤	和	広

1. 会議を欠席した委員

なし

1. 会議に出席した事務局職員

教育部長	佐 藤 司
教育部教育総務課長	菅 野 恵美子
教育部学校教育課長	佐 藤 芳 一
教育部生涯学習課長	和 田 晋
教育部教育総務課総務班長	皆 川 典 子 （書記）

1. 会議に提出された議案

議案第4号 湯沢市学校教育環境適正化検討委員会条例（案）について

【午前9時59分 開 会】

- 和田 教育長 ただ今から平成30年第4回湯沢市教育委員会を開催します。
- 委員のみなさま方にはお忙しい中ご出席いただきまして、ありがとうございます。湯沢市役所前の中央公園の桜も最近の気温の上昇とともに、満開になってきました。前森公園も桜が盛りになってきているということです。
- 市内の各小中学校ですが、PTA・修学旅行・運動会と行事が目白押しで計画されているようです。中学校の修学旅行ですが、北中学校が北海道、山田中学校が沖縄、なお山田中学校は、来年度平成31年度からは東京に変更するようです。南中学校が東京、稲川中学校が沖縄、雄勝中学校・皆瀬中学校は東京となっているようです。2泊3日ということでした。
- それから湯沢市雄勝郡の中学校春季大会が、土日に開催されました。土曜日は郡市内の中学校が一斉出校日として、月曜を振替休業日として実施されています。
- 間もなく大型連休に入ります。児童生徒・職員には事故防止等に努めるよう、通知を出しております。職員等につきましては、有意義なリフレッシュの休みになるようお願いしているところです。

前議事録の承認

- 和田 教育長 はじめに、事前に配付しております、第1回・第2回・第3回の議事録について、訂正・追加等がございましたら、お願いします。

— <よろしいですの声> —

- 和田 教育長 それでは承認いただけるということで、よろしいでしょうか。

— <はいの声> —

- 和田 教育長 ありがとうございます。

議事録署名委員の指名

- 和田 教育長 今回の議事録の署名委員であります。2番の阿部藤委員、3番の佐藤委員をお願いします。よろしくをお願いします。

議 事

- 和田 教育長 それでは議事に入ります。
- 議案第4号について、教育総務課長菅野課長からお願いします。

それでは議案第4号について、ご説明申し上げます。議案第4号湯沢市学校教育環境適正化検討委員会条例の制定について、提案理由を申し上げます。3ページをご覧ください。少子化により児童・生徒の数が年々減っており、複式学級が常に存在している学校もあることから、学校規模の適正化を検討する必要があるため、これを条例化し、検討委員会を設置するものでございます。内容につきましては、条例案が添付されております。この条例案に沿ってご説明申し上げます。

まず第1条には、設置の目的が書かれてございます。学習環境の適正化に資するため、湯沢市学校教育環境適正化検討委員会を置くというものでございます。

所掌事務は第2条に書かれておりますが、まず1番目として、市立学校の設置・廃止及び統合に関すること、2番目、教育環境の整備の方針に関すること、その他、ということになってございます。これを諮問して、検討委員会で検討していただくということになってございます。

第3条、組織でございます。検討委員会につきましては、委員15人以内をもって組織する、としたいと考えてございます。委員は、(1)学識経験者、(2)市立学校等の児童又は生徒の保護者、(3)地域住民による団体から推薦されたもの、(4)前3号に掲げるもののほか、教育委員会が適当と認めるものとなっております。この検討委員会の委員選出案も後ろに添付させていただきます。

学識経験者に対しましては、名簿の1番にあるように秋田大学の教授にお願いしたいと思っております。2番目の市立学校等の児童又は生徒の保護者につきましては、各地域の小・中の保護者から代表を出していただくと考えております。そして各地域の幼保の保護者からも代表を出していただきたいと考えているところでございます。(3)地域住民による団体からというところにおきましては、各地域の自治組織から代表を出していただきたいと考えているところでございます。その他、小中学校の校長会からの代表と、これで15人と考えているところでございます。

条例案に戻りまして、第4条、任期でございます。諮問に係る答申の日までを任期とするとしております。

第5条につきましては、委員長及び副委員長に関するところでございます。

次のページ第6条、会議についてでございます。会議は委員長が招集するとなっておりますけれども、会議につきましては後ほど、詳しく説明させていただきますと思います。委員につきましては、非常勤特別職と取り扱わせていただき、報酬金額に関しましては、ここに記載のとおりでございます。大学教授に関しましては2万円、その他の委員につきましては5千円とするということでございます。

検討委員会の会議についてでございますが、資料にはありませんけれども、年内に4回を予定しております。答申につきましては、今年度中、12月か1月には答申していただけるようなスケジュールを組んでいきたいと考えております。6月議会で条例案が可決された後、7月には設置しまし

て、8月には第2回、そして11月、12月と3回目、4回目を考えてございます。その間、9月から10月には、住民からの意見聴取も検討委員会の中でしていただきたいと考えているところでございます。12月から1月ころには答申をいただきまして、それを踏まえて、その後の3月議会の折には、議員さん方にまとめたものを報告できればと考えているところでございます。

その後のスケジュールも考えているところでございますけれども、今年度議会に報告いたしました後、これが良しとされれば、来年度31年度には、住民説明を行ないまして、合意を得て、31年度の末頃には学校設置の条例改正を行い、統廃合に向けて進めていきたいと考えているところでございます。簡単ですが、条例案については以上でございます。

和田 教育長 湯沢市学校教育環境適正化検討委員会条例制定の申し出についてということで、条例設置に向けての提案ですけれども、条例案について、いかがでしょうか。ご意見、ご質問ありましたら、お願いします。

芳 賀 委 員 検討委員会の委員が15人以内ということで、割り振りが表に示されております。具体的に適正化を図らなければいけない地域というのは、限られていると思います。稲川地域、それに含めて皆瀬地域、これがまず1つです。それからあとは、旧市内はまとまりましたから、その周辺の山田地域、三関小と須川小、これだけになってくると思います。

委員ですが、その該当する地域をある程度反映した人を入れたらいいのではないかとこのころが考えどころだと思います。計画が出来て地域説明となると、大筋をひっくり返すという訳にはいかなくなりますから、最初の段階で、やはり稲川地域が非常に大事であるし、旧市内であっても、山田地域の意見とか、須川小と三関小、ここの辺りの意見が検討委員会で反映できれば、後の地域説明で揉めるということも無くなっていくように考えられますので、そこを検討していただきたいと思います。

菅 野 検討委員会には、地域のPTA連絡協議会からの代表ということになっておりますが、その辺は芳賀委員がおっしゃった意見を踏まえて、代表を推薦していただくようなことを考えていけたらと思います。

佐藤教育部長 今回の検討にあたりまして、確かに芳賀委員のおっしゃるとおりですけれども、既に一定程度の統廃合が完了しているというふうに思っております。芳賀委員がおっしゃった稲川4小学校、三関、須川、山田、これを重点的に進めるということも1つですが、それも踏まえて、今回は全ての学校の統廃合についてご意見をいただき、検討するという形態をとりたいと考えております。ということから、全ての地域から検討委員を選出して、広く意見を伺っていきたいということで、各地域から1名ずつということにしております。この計画の策定にあたりましては、その学区にこちらから出向きまして、そこで意見聴取をしたうえで、計画の策定をしていただ

いて答申をいただくということにしておりますので、各学区の保護者・地域の皆さんからも事前に広く意見を聴取したうえで、計画を定めていきたいと考えております。その計画を持って、地元に行つて説明をするということでございますので、その際にはあまり反対意見ですとか出ないのではないかと考えております。

佐藤委員 統廃合に関して、1番最初に浮かぶのが稲庭小学校。私も稲庭小学校だったんですが、今回、私、稲庭小学校の入学式に行かせていただきました。前の年も4人とか、5人とか、1桁台で推移していたので、今年もそれぐらいかなと思って行きましたら、今年は14人の入学者がいて、校長先生にもお話を聞いたら、来年も10人ぐらいの入学者がいるということで、また盛り返してきたようなお話を伺いました。近いものですから、知り合いの保護者もおりまして、後から話を聞いたら、今までのように1桁台で推移していたら、統合も仕方ないかなという意見だったけれども、今年と来年度で増えることですから、やはり残したいという気持ちが強いということをお伺いしました。いくら少なくなっても、地元で学校を残したいという気持ちが強いなという印象を受けて帰ってきました。私が稲庭小学校に行ってきた感想です。

菅野教育総務課長 児童生徒数につきましては、平成36年度までの推計が出ていますが、今おっしゃった稲庭小学校の新入学生に関しては、来年度は10人、その次の年も7人となっております。ただ全校生徒を見ますと、ここ4～5年では50人程度を維持するのですが、36年度にはかなり減って30何名となっていく推計になっております。複式学級も毎年度必ずあるというところにして、前回の方針でまとめられているなかに、複式学級の解消という項目もありますので、そういった観点からいきますと、やはり統廃合を考えていかなくてはならないかと思っております。

佐藤委員 今まで減少傾向にあったのが増えたものですから、ちょっと期待をしているというか、やはり、無くしたくないという気持ちは強いなという印象は受けました。

菅野教育総務課長 先ほど部長が言いましたが、今年度の検討委員会のなかで、各地域に向いて意見聴取を行なうということを考えているところで、小学校単位で行ないたいと思っているところです。全小学校は無理ですので、先ほど芳賀委員がおっしゃった地域の小学校単位で、7校について意見聴取したいと考えております。各校1回程度の開催となると思いますが、そこで保護者のみならず、住民の方々にも出ていただいて、全ての方の意見を聴取できればと思っております。

和田教育長 他にございませんか。

阿部委員 先ほどの芳賀委員の話に戻るわけではありませんが、検討委員の15人という数にあまり縛られないで、もう少し広げて、対象になる地域はもう少し厚めにして人選していった方が、部長のお話にもありましたように、地域の意見聴取などもあるようですので、そういったときにも複数の委員が中におられると、事務局としては比較的やりやすいというか、意見をまとめやすいということもあると思いますので、この15人に縛られないで、もう少し弾力的にして、対象になる地域を厚くするというのも考えてみたらいかがでしょうか。

佐藤教育部長 先ほど申し上げましたが、決して稲川地域の4校を統合したいと向かうのではなくて、原則ですが、湯沢市の全地域の小中学校を再度見直ししたいというスタンスで向かいたいということで、まんべんなく選出してという方針です。確かに対象が限られているというのは、ある程度計画はしているのですが、あまり前面に出してしまうと、住民感情にも芳しくないと考え、まんべんなく選出したというところでございます。確かに今後進めるうえでは、該当地区から多くの方が入っていた方が進めやすいと思いますが、暗にそれを匂わすのもどうかということで、このようにまんべんなく選出したというところでございます。その辺は各地域でのヒアリングの際にも十分配慮して進めていきたいと思っておりますので、そのようにご理解いただけたらと思います。

阿部委員 何か15人に拘る理由があるのですか。

佐藤教育部長 決して拘る理由は無いのですが、あまり多くなってもまとまりにくいということもありますし、稲川の4地域だけ委員が多いと、稲川は統廃合ありきなのかと思われるのも進めにくいということで、全体を見直すなかでということで、委員選出をしたところでは。

阿部委員 事務局の考え方もわかりますが、見え見えに厚くしなくてもいいので、例えばもう1人複数にするとか、確かに学校関係・地域の間を合わせれば複数にはなりますが、どこか厚くしておかないと、進めるときに事務局としてやりにくいと思うので、後々自分たちを守るためにも、たぶん説明会を始めると、こういった委員会の説明どころではなくなって、直接対象地域とぶつかるようになるので、私の経験上、それを考えるともう1人2人くらいは対象の地域から出しておいた方が、と思います。

佐藤教育部長 それでは、PTAから各地域2名にした方がいいかと思っておりますので、表の2～5番の各小中学校のPTAの皆さん、小・中学校ありますので、小と中から1名ずつという形で、各地域2名ずつということで選出して、委員が4名増えますので19名以内、19名というと半端なので、20名以内ということで、委員選出案の方を修正をしたうえで提出してよろしいでしょうか。

後藤委員 今の意見ですけれども、雄勝地域・皆瀬地域は小・中学校で2校ずつですよね。湯沢地域はかなり校数が多いので、ここに人数を増やしてあげたらどうかと思います。湯沢地域PTA連絡協議会の代表が、例えば中学校のPTA会長だとすれば、小学校に情報が行かない場合があります。そういうことも考えて、また広範囲ですので、出来れば小学校2名とか、ここを少し手厚くして、切りよく20名ということではいかがでしょうか。費用が発生するわけですけれども、どうでしょうか。

菅野教育総務課長 人数に関しましては、20人以内ということで挙げさせていただいて、所属に関しましてはもう一度事務局の中で考えさせていただいてよろしいでしょうか。

ただ、今、委員が言われたように、広さも違いますし、どうなのかというところもありますけれども、そこだけ代表者数が違うということがどうかというところもございます。先ほど部長が言ったように、小・中の代表者が1人ずつ、というのは妥当なところかとも思います。

後藤委員 その辺りを少し検討していただければと思います。

和田教育長 検討委員会の委員の選考といいますか、対象の方々について、いろいろご意見をいただきました。確かに雄勝地域であれば、一小・一中、皆瀬地域であれば一小・一中、山田も一小・一中ですけれども、北中学校・東小学校、これも北中学区としては一小・一中、南中学校に対しましては、三小・一中という形になっております。私自身としては、それぞれ一小・一中、そういう中での9年間の小中連携ということを入れておりますけれども、この後6年・10年先を見ていきますと、確かに多少の数の変動はありますけれども、平均しますとかなりの児童生徒数が減っていくことは明らかですので、そういうことから、もう少し環境適正化を進めなければならないと思っております。委員選出案の2番・3番の湯沢地域・稲川地域には、複数の小学校がありますので、どういう考えを持っているのか、いろんな意見を聞かなければならないと思っております。

今、委員の皆さまからいろいろなご意見を出していただきましたので、事務局からもいろいろ答えましたが、それを参考にして検討委員会がスムーズに進むように、事務局としてお願いします。

芳賀委員 先ほどタイムスケジュールのお話いただきましたけれども、5月の委員会の際で結構ですので、決定したところを紙でいただきたいと思います。

和田教育長 今後のスケジュール等について、5月の委員会の際に、事務局からまとまったところを紙で出していただければということですので、お願いします。

なお、この後、午後に事務局が秋田大学へ伺うことになっておりますので、先ほど課長から話のありました案を持って、委員になっていただく原教授からご意見をいただいたところで、更に訂正するところは訂正をして、委員の皆さま方にご提示したいと考えておりますので、よろしく願います。

湯沢市学校教育環境適正化検討委員会の条例案につきまして、他にご意見・ご質問ございませんでしょうか。よろしいでしょうか。

－ 〈はいの声〉 －

和田 教育長

それでは続いて4番、その他の報告に入りたいと思います。
はじめに学校教育課から報告をお願いします。

佐藤 藤
学校教育課長

まず夏季休業中における学校閉庁の実施について報告します。教職員の多忙化が社会問題化されておりますが、県ではこの3月「2018教職員が実感できる多忙化防止計画」を策定しました。その要旨は資料1の裏にあります。この中に、全校種共通の目標としましていくつかありますが、その中に「長期休業中に、学校閉庁日を3日以上設定する」とありまして、市町村教育委員会でもこの目標に沿った方がいいと考えております。学校において比較的業務の少ないお盆期間に閉庁日を設定することで、教職員のまとまった休暇取得による心身のリフレッシュ、学校施設の省エネルギーを推進したいと考えております。

また児童生徒が、家庭や地域の活動に参加しやすくなるということも考えられます。今年、県内25市町村中23市町村でお盆3日間の学校閉庁を既に実施または今年度実施するというようにしてございまして、本市においても実施するものであります。

この件につきましては、既に市校長会に諮っておりまして、その内容は資料1に記載しております。閉庁期間が8月13～15日ということで、来年以降、この期間に土日が含まれる場合は、新たな閉庁日は設けないということです。

いくつか心配事項がございましたので、市校長会と詰めております。備考1番、原則、児童生徒は登校させない、日直も置かない、電話対応もしない。緊急時は学校教育課に連絡してもらって、学校教育課から各学校に連絡をするという体制をとりたいと考えております。2点目、期間中は夏季休暇とか年次休暇の活用を勧めまして、全職員が一斉に休みとなるように学校長に指導をお願いしたいと考えております。ここが1番問題になったところですが、当初1週間という案で提示しましたが、市の非常勤職員の中に夏季休暇がなくて、年次休暇も年間10日くらいしかないという職員がございまして、5日も年次休暇を取ってしまうと負担が大きいということもありまして、3日ならば理解が得られるのではないかとということで、3日ということで提示しております。3番目、閉庁期間中の施設管理、特に花壇やプール等の管理、これは非常に大事なんですが、管理職を

中心に随時対応してもらえないということがございます。郵便物・新聞についても、同じように対応してもらうこととなります。3日間ということですので、管理職が1日おきとか出て行けば、十分対応できると思います。4番目、期間中、部活動は実施しないということでもあります。各学校から来ました昨年の計画を見ますと、この期間中、どこも部活動は実施しておりません。プールもやっておりません。そういった意味では地域や保護者にも理解を得られるものと考えております。スポ少活動も休みになるということですが、基本的に「秋田県スポーツ少年団活動の指針」というものがございますので、それに沿った動きをしてもらいたいと考えております。学校施設を利用しているスポーツ少年団に関しましては、特に事情がない限りは休んでくださいと学校側から依頼して欲しいとお願いしてあります。それから、市民への周知ですが、ゆざわ広報7月1日号に、保護者向け文書は、教育長及び学校長名で出すということにしております。以上です。

和田教育長 夏季休業中の学校閉庁案について、佐藤課長より報告ありました。ご質問・ご意見等ありましたら、お願いします。

芳賀委員 教職員のためには、大変良い方向だと思います。たぶん、これはもっと拡大されていくだろうと思います。心配なのが、備考の(1)にあります。児童・教職員の事故、校舎等への侵入・破損などの緊急時、例えば児童生徒が事故に遭った時は、現実問題として担任に連絡が行くのではないですか。それから管理職にいて、学校教育課にくるようになると思います。これは緊急時でやむをえないので、いくら休みであっても出て対応しなければいけないというところを確認しておいた方がいいかと思います。

和田教育長 他にございませんか。
学校閉庁に関しまして、湯沢雄勝で、羽後町は13、14、15日、東成瀬村は8月13、14、15、16日の4日間となっていると確認したところです。

後藤委員 (3)の郵便物ですが、郵便局に「まとめて16日に配達してください」と言えば出来ますし、新聞も同様ですよね。そうすれば管理職も休めると思うので、そういう形でもいいのではないかと思います。ただ、見回りがてら学校に来るといっているのであれば、それでもと思いますが、どうでしょう。

佐藤 藤 各学校で、対応できるものは対応してもらうということにしております。
学校教育課長

和田教育長 郵便物対応について、ご意見がありました。閉庁に関して、何か心配さ

れることや準備していた方がいいということがありましたら、お願いします。

後藤委員 中学校の場合、お盆のあたりに大会などがある部があったりします。対外試合で出かけていくことがあるんですが、そういうのも行かないということですか。

佐藤 藤 学校教育課長 どうしても、という場合は、学校教育課に相談をしてくださいということで、校長会では話をしております。あと、42とか33の厄払いの際、学校を見たいとか、そういう地域の要請のようなものも十分考えられますので、そういったことに関しては学校教育課に相談していただいて、地域のことですので、もしかしたら管理職には難儀かけるかもしれませんが、そういう場合は開けないといけないかなと思っております。

後藤委員 そうですね。還暦の人なども、思い出の学校を見たいと来たりしますからね。そうすると、管理職対応ですね。

和田教育長 管理職の校長さん・教頭さん方をお願いして、それでも対応できない場合は主任さん方にもお願いして来てもらわなくてはならないこともあるかもしれません。学校の事情もあると思うので、学校にもお願いをして対応していきたいと思います。

初めは1週間と言ったんですけれども、いろんな事情があって、なかなかそうはいきませんでした。年次休暇も夏季休暇もあるけれども、それを無理にその時期に取る必要はないという人もいますので、3日ということになりました。

続いてコミュニティスクールの推進について、報告をお願いします。

佐藤 藤 学校教育課長 コミュニティスクールの推進につきましては、教育部の市政方針の推進施策となっておりますが、その核となる学校運営協議会の設置に向けて、この後、11日に市内小中学校関係者による推進協議会を開催いたします。参加者は資料にあるとおり、各小中学校長、PTA会長、学校評議員の代表となっております。この推進協議会、そして先進校視察、湯沢市公開研究会での職員研修、そういったことを予定しております。コミュニティスクールの理解促進を図りたいと考えております。実施計画につきましても、資料2の裏側に載せております。

また、学校教育課には、コミュニティスクール実施のためのコーディネイト役として、コミュニティスクールディレクターを配置しました。鈴木慎二湯沢東小前校長であります。コミュニティスクールディレクターが、コミュニティスクールのためのPR活動、学校運営協議会設置のコーディネイト役などを務めてもらう計画であります。なお、コミュニティスクール推進に係る費用として、今年度は国から全体予算の3分の1・約33万円の補助が決まっております。来年3月の学校運営協議会設置に向けて、直

実に進めていきたいと思っております。以上です。

和田 教育長 コミュニティスクールに係る協議会についての報告です。資料等ご覧になって、ご質問等ありましたら、お願いします。

佐 藤 委 員 由利本荘市に先進校視察と書いてありますが、具体的な学校というのはもう決まっているのでしょうか。

佐 藤 まだ具体的には決まっておりません。由利本荘市は先進的なことをしているということでしたので、由利本荘市の教育委員会とやりとりして、進んでいるところを見せていただくということになると思います。

和田 教育長 他にございませんか。

参考までに、11月に予定されています、湯沢市公開研究会のコミュニティスクール研修会、これは市内全小中学校教職員を対象としたものですが、この時の講師として、由利本荘市の教育長に依頼して、承諾をいただいております。

今後は学校教育課、教育委員会事務局としての生涯学習課との連携も必要になってきますので、お互いに情報交換しながら、協力し合って進めていきたいと思っております。また学校教育環境適正化とも絡んできますので、コミュニティスクールの計画も、場合によっては入れながら、学校教育環境適正化も進めていかないといけないと思います。

よろしいですか。

－ 〈はいの声〉 －

和田 教育長 それでは続いて資料3、湯沢市通学用定期券等交付規程について、報告をお願いします。

佐 藤 湯沢市児童生徒通学費補助要綱の廃止に伴う規程の制定と湯沢市立小中学校通学区に関する要綱の一部改正について報告します。

現在、稲川中学校、湯沢北中学校、三関小学校の遠距離通学の児童生徒に対しまして、バス又は鉄道の定期券を交付しております。その根拠となる「湯沢市児童生徒通学費補助要綱」を、「湯沢市通学用定期券等交付規程」に改めます。実施内容についての変更は全くございません。これは実施対象及びその内容が限定されていることから、市全体を対象とする通学費補助要綱とするよりも、通学用定期券等交付規程とすべきだとの総務課からの意見を取り入れたものです。これに伴い、湯沢市立小中学校通学区に関する要綱の第5条にある、通学費補助金支給を削除するというところでございます。以上です。

和田教育長 湯沢市児童生徒通学費補助要綱の廃止で、新たに湯沢市通学用定期券等交付規程を設けるということでございます。よろしいでしょうか。

－〈はいの声〉－

和田教育長 続きまして、資料の4、湯沢市スポーツ関係団体運営費補助金交付要綱の一部を改正する告示について、生涯学習課からお願いします。

和田生涯学習課長 資料4番、湯沢市スポーツ関係団体運営費補助金交付要綱の一部を改正する告示について、報告します。それでは資料の新旧対照表と要綱をご覧いただいて、進めさせていただきます。

1番最後の附則のところに、「この告示は、平成18年7月1日から施行する。」とありますが、その下に検討として、「教育委員会は、平成31年3月31日までに、この告示の施行の状況について検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとする。」という文言を加えております。

この補助金につきましては、平成18年から、この条文の第2条の団体、湯沢市体育協会、湯沢市スポーツ少年団本部、湯沢市社会体育振興会連絡協議会に加盟する地区社会体育振興会、湯沢・稲川・雄勝・皆瀬の各地区を活動拠点とする総合型地域スポーツクラブを対象に交付してきた補助金でございます。具体的に、湯沢・稲川・雄勝・皆瀬の各地区の総合型スポーツクラブというのは、湯沢がNPOゆざわサンマリッツ、稲川がチャレンジスポーツいなかわ、雄勝がこまちハートオブゴールド、皆瀬が楽日人を対象に行なってきました。

第3条には、湯沢市スポーツ関係団体育成補助金交付要綱というのがあります。このスポーツ関係団体の運営補助金と、育成補助金の2通りでございます。運営補助金というのは、スポーツ団体の運営本体に関わる補助金でございます。育成補助金というのは、その団体が自立していくために減額しながら支援していくという補助金でございます。育成補助金に該当する部分については、この補助金は該当しないと定めているのがこの第3条でございます。

補助金の額は、補助対象経費の範囲内において教育長が定める額、そして、予算の範囲内とするという規程でございます。こちらについては、平成18年からこれまで、スポーツ団体の運営の補助のために続けてきたわけですけれども、今回、平成30年度末までに教育委員会で、補助の仕方であるとか、使われ方ですとか、そういったものを検証して、改正すべき点など必要な措置を検討していくという条文を入れております。以上です。

和田教育長 補助金要綱の一部改正についてですけれども、ご質問ございませんか。

－〈よろしいですの声〉－

和田 教育長

それでは続いて資料の5番について、生涯学習課長、お願いします。

和田
生涯学習課長

それでは資料の5番、湯沢市歴史資料館整備検討会の要綱について、ご説明申し上げます。これは平成30年3月30日に告示したのですが、平成29年度での教育委員会で話題になりましたけれども、歴史資料館の整備のために、平成30年度中に組織を立ち上げ、検討していくということを、これまでの教育委員会でも、議会でも申し上げております。そのためにこの要綱を設置して、資料館の整備のために検討を行なっていくというものでございます。

第2条、検討会は、資料館の整備方針について意見を述べ、提言を行なう。そして検討会が必要と認める事項を所掌することになっております。

第3条では、検討会は20人以内の委員ということで決めさせていただきました。これは人数があまり多すぎますと進んでいきませんし、少なすぎると不備が出てくるということで、20人以内ということにしました。委員の構成ですが、歴史文化関係団体の代表者ということで、想定しているのは、4地域の文化財保護団体、そして観光ガイドの会などでございます。(2)の学識経験者でございますけれども、東北歴史博物館の学芸員、政次先生に打診しておりまして、快諾を得ておりますので、お願いしたいと考えております。関係行政機関の職員でございますけれども、教育委員会はもちろんでございますけれども、企画課、あとは都市計画課、そして観光ジオパーク推進課の職員を想定しております。会務等の処理については、3以下に記載しております。

委員の任期は、委嘱の日から平成31年3月31日までとしております。

検討会の会議は、座長が招集し、会議の議長となるとしております。ただし、初回の会議については湯沢市教育委員会が招集するものとしております。検討会が必要があると認めるときは、会議に委員以外の者の出席を求め、意見若しくは説明を聞き、必要な資料の提出を求めることができることを規程しております。

歴史資料館の整備につきましては、現在のところの予定でございますけれども、まずは第1四半期・5月中旬くらいに、第1回の検討会を開催する予定でございます。第2四半期、第3四半期に各1回ずつ開催したいと思っております。その内容ですけれども、第1回については、まずはどういうものを作っていくのかという方針について話し合いたいと考えております。こちらについては、身の丈に合ったというか、大きい箱を作ってもどうかというか、湯沢市として何をしたいかということをもとに、そのうえで、それではこういう規模で、という話になっていくと思っておりますので、1回目ではそういった方針を話したいと思っております。2回目については、その方針、おおよその規模について、どのくらいの施設・展示内容にするのか、そういうことを話し合っていて、3回目ではどういう施設で、どうやって整備していくかという道筋について12月までまとめまして、3月議会前に教育委員会と市議会の全員協議会に示したいと考えております。以上です。

和田 教育長 歴史資料館の整備検討会要綱について、報告がありました。ご質問ありましたら、お願いします。

芳 賀 委 員 この資料館の整備について、具体的な場所とか、建物とか考えた時に、中心市街地の計画と連動すると思います。単独で考えると、市民の中には新しく建てるというイメージを持っている人が、結構います。ですので、中心市街地の計画と連動するということで、そちらの情報も十分得ながら、図書館をどうするかとか、市の文化施設をどうするかとか、連動させながら進めていったほうがいいと思います。単独でこれだけ進めると、また難しい問題がでてくるかという気もしますので、市長部局と十分に連携を取り、情報を得ながら進めていった方がいいと思います。

佐 藤 部 長 確かに芳賀委員がおっしゃったとおり、中心市街地の方は庁内でも関係課所でプロジェクトチームを結成して、検討にあたるということにしておりますので、そちらの動向を見ながら、連携をしながら、こちらの方も検討してまいりたいと思っております。

和田 教育長 他にございませんか。
よろしいですか。

－ 〈はいの声〉 －

佐 藤 学校教育課長 すみません、部活動・スポーツ少年団活動についてですが、資料はありませんので、口頭で報告させていただきます。

和田 教育長 それでは、部活動・スポーツ少年団活動についての報告をお願いします。

佐 藤 学校教育課長 先ほど、学校閉庁に関する県教育委員会の資料をご覧いただきました中に、中学校の部活動に関する活動のガイドラインの記載がございました。これは今年3月に出されました、スポーツ庁からの運動部活動のあり方に関する総合的なガイドラインに基づくものでございます。部活動担当者の長時間勤務については、本市でもあてはまる実態が確認されておりまして、市としても国や県の方策に沿った指導を行なうことしております。このことについては、郡市全体の取り決めとした方が効果的であるとの判断から、4月17日に郡市内3市町村の教育長、郡市校長会代表、中体連代表による協議を実施しております。具体的には、平日1日と、土日どちらか1日の休養日を設定する。活動時間は、平日2時間程度、土日は3時間程度、という国や県のガイドラインに沿った内容にすることしております。ただし、新年度の体制が始まっていることや、保護者及び地域への周

知が必要との判断から、実施は、新チーム体制が始まる8月からにしようか、またハンドボール・ホッケーといったこの地域ならではの部活動は、近くに対戦相手が少ないために、土日にかけて練習試合をすることが多くあるという状況であるということで、こういった部活動の扱いについてどうするかということについて、詳細を詰めている状況です。決定通知につきましては、3市町村の教育長名で出すことになっております。

小学校のスポーツ少年団につきましても、秋田県スポーツ少年団活動の指針に基づいて、1週間の活動日は4日以内、1日の活動時間は2時間以内、活動終了時刻は原則午後7時というルールを遵守されるよう、各学校を通じて、また、郡市のスポ少事務局に依頼をしまいたいと考えております。以上です、

和田 教育長

中学校の部活動、それからスポーツ少年団活動等について、現段階での取り組みについて報告をしていただきました。私から、郡市の校長会3役それから湯沢雄勝中体連の3役、それから3市町村の教育長が集まりまして、望ましい部活動ということで検討しまして、いろんなご意見を伺って、スポーツ庁・県の教育委員会からの通知等も参考にしながら、案を練っているところです。これから県の取組について、更に詳しい情報が出てくると思いますので、もう少し待って、3教育長の連名という形で通知したいと考えているところです。細かいところがまだ、いろいろあって、市教委で対応することも出てくると思います。原則は守っていただくということです。上位大会があるものですから、きちんとやっていたかかないと、下の方で足並みが揃わなくなってきましたので、そういうことから、県中学校体育連盟のいろんな大会等も含めて、上できちんと方針を出していただかないと、下の方の現場も困ることになりますので。まだ通知は書いているところです。よろしいですか。

－ 〈はいの声〉 －

和田 生涯学習課長

すみません、もう1件よろしいでしょうか。

平成30年の3月2日に、市民ヒュッテが雪の重みで倒壊しているとの通報が市民からありまして、当日スポーツ振興班長と担当職員が現地確認に参りました。その時点ですでに暗くなっておりましたので、翌3月3日の午前中、教育長と、当時の佐藤教育部長と、私と、スポーツ振興班の担当者と一緒に現地を確認してきました。その写真が、お渡しした写真でございます。これに基づきまして、副市長には現況を報告させていただきました。そして、3月5日に事故報告書を提出しております。3月14日には、佐藤部長と私とスポーツ振興班の高橋班長が、嚴重注意という処分をいただいております。

経緯について、ご説明申し上げます。平成29年4月1日、湯沢スキー場が廃止になりまして、レストハウス銀嶺と、今回倒壊した市民ヒュッテ等につきましては、行政財産のままスポーツ振興班で管理しております。

レストハウス銀嶺と、圧雪車のパイプ車庫については、12月20日・1月31日・2月21日の3回にわたって、雪下ろしをしておりました。その時点で市民ヒュッテにも雪が積もっていると認識はしておりましたが、その市民ヒュッテまでたどり着くまでの雪が多かったこと、市民ヒュッテの屋根の構造が、雪が後ろに滑り落ちるという構造で、雪止めのない状態でしたので、職員が上がって雪下ろしをするというのは、非常に危険であるということがありました。しかし、既に行政財産としての役割を終えた建物に重機を使って雪を下ろすというような、費用をかけてまですることが判断出来なかったということで、放置はしていなかったものの、パトロールをしながら危険がないかというところを見て回っておりました。3月1日、暴風被害が各地で発生しまして、スポーツ施設についても、ヒュッテを含めまして午後からパトロールを行なっておりました。その時点では、倒壊する危険は察知できませんでした。一番雪が積もっていた時点よりも下がっていたので、このまま雪が融けるのではないかという安易な判断があったかと思えます。そして、申し上げたように3月2日に通報がありまして、倒壊という事態になりました。その後の対応ですが、財政課で建物に対する保険をかけておりましたので、倒壊の撤去に対しまして、280万円程度の保険金がおられる見込みとなっております。現在撤去の見積書を建設業者をお願いしておりますが、市民ヒュッテを解体するに際しましては、この他に、スキー場に入って民家にいく手前に、オレンジ色のとがった屋根の小屋があるんですが、管理者が常駐していた時は雪を下ろしながら対応していましたが、その小屋の急勾配の屋根に雪が積もると市道側に滑り落ちてきて大変危険であるという通報を何度か住民の方からいただいております。こちらについても、一緒に解体してしまいたいと思っております。それから先ほど申し上げました、圧雪車の入っておりました大きなパイプ車庫につきましても、民家がすぐ近くにありますので、倒壊した市民ヒュッテの片付けと一緒に解体してしまいたいと考えているところでございます。業者から大体の見積もりがきておりまして、全部撤去するには320万円くらいの費用がかかるということでした。今後は指名委員会等の必要な手続きを経まして、緊急でございますので、速やかに、8月末まで撤去工事を完了させたいと思っております。緊急でございますので、工事費については、今年度予定されているものを先に執行して、6月補正予算に計上するという方向で財政課と協議してまいりたいと思いません。

私をはじめ、担当職員の不注意により、市の財産に多大な侵害を与えてしまいました。大変申し訳ありませんでした。

和田 教育長

旧湯沢スキー場の市民ヒュッテ雪害等について報告がありました。私も一緒にその現場に行ってきました。この写真の後ろの方ですが、真ん中のところの滑り落ちる雪の負荷に耐えることができなくて、倒壊したのではないかと思いました。滑り止めがないということ、それから前々日に雪下ろしに行っても雪の状況は確認してきていたけれども、その後倒壊があった

ということで、副市長・市長には連絡して、また、隣接してスキークラブの建物もごございますので、高橋克己議員にも、一緒に現地確認をしませんかという連絡は入れております。

後藤委員　この市民ヒュッテは、湯沢市の旅館組合の方たちが、スキー場にリフトが出来た時にヒュッテがなければ困るだろうということで、有志で建てたと聞いております。昭和38年だったと思いますので、よくもったなというのが正直なところですね。倒壊してもおかしくないと思っておりまして、危険のないように撤去していただければと思います。

和田教育長　建てたのは、旅館組合の方ですか。

後藤委員　そうです。柳沢昭三さんが中心になって、お金を集めて作った市民ヒュッテだと聞いております。

佐藤委員　これは中に物はなかったのでしょうか。特に損害はないということですね。

和田生涯学習課長　はい。

和田教育長　事務局として報告が遅れて、申し訳ありませんでした。それでは報告は以上で終了しましたので、第4回教育委員会をこれで閉会します。ありがとうございました。

【午前11時15分 閉会】